

市内業者・準市内業者の認定基準（平成19年11月19日制定）

（目的）

第1条 この基準は、市内業者及び準市内業者の認定基準を明確にすることにより、公平・公正な入札制度を構築するとともに、指名業者の選定を適正に処理することを目的とする。

（定義）

第2条 この基準において、市内業者及び準市内業者とは、和泉市建設工事指名業者選定要綱（平成18年5月23日制定）第5条第1項に定められたものと同じものとする。

（認定基準）

第3条 市内業者及び準市内業者の認定基準は、下記のとおりとする。

（1）本店、支店又は営業所（以下「本店等」という。）が、本市の指名業者登録名簿に登録されていること。

（2）本店等において、建設業の営業を行うための専用のスペースを有すること。

（電話、机、事務機器、什器備品等を備えていること。また、看板等の表示が外観上確認できること。）

（3）本店等において、契約締結に関する事務を行っており、契約締結を完結できるものであること。

（本店等が、単なる取次場所となっている場合や、単に連絡員を配置しているだけとなっている場合は、市内業者及び準市内業者とは認めない。）

（4）本店等に営業活動を行い得る人的配置（法令に基づく技術者の配置等）がなされていて、かつ、責任者が常駐していること、及び当該本店等を拠点にして営業活動を行っていること。

（5）電話・郵便・ファックス等が確実に本店等に届くこと。

（電話が常に転送状態になっている、郵便物が返送される、届出されているファックス番号で書類等が届かない場合は、市内業者及び準市内業者とは認めない。）

2 前項の認定基準を満たさない業者については、指名業者登録受付の際に市内業者又は準市内業者として受け付けを行っていても、原則、市外業者として取扱い、指名を行わないものとする。

（実態調査）

第4条 市長は、前条第1項の認定基準を満たしているかどうか疑わしい業者、又は、市民等から前条第1項の認定基準を満たしていないとの通報があった

- 業者については、確認のための実態調査を行うことができるものとする。
- 2 実態調査は、指名業者登録時に本市に提出されている営業所所在地等報告書に基づき、現場確認、書類確認等の方法で行うものとする。
 - 3 第1項の実態調査に協力しない業者及び市の指導に従わない業者については、前条第1項の基準を満たしていないものとみなす。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。